

# 福祉



## ■手当支給日のご案内

12月は在宅重度障害者手当の支給月です。振込み予定日は、12月25日(水)です。ご確認ください。

問合せ 社会福祉課

☎4444・31335

## ■軽度・中等度難聴児の方への補聴器購入費等を助成します

市では、軽度・中等度難聴児に対し、言語の習得や健全な発達を支援するために、補聴器の購入、または修理にかかる費用の一部の助成を行っています。

**対象児童** 次の要件をすべて満たす方が対象です。

- ①市内に住所を有する18歳未満の方
- ②聴力レベルが30デシベル以上の方で身体障害者手帳の交付の対象とならない方
- ③医師意見書により、補聴器の装用により言語の習得等に一定の効果認められる方
- ④対象児童の属する世帯に市町村民税所得割46万円以上の者がいないこと

**助成額** 補聴器購入(修理)費基準額

の範囲内で3分の2にあたる金額を助成します。申請手続きや必要書類等、詳細につきましてはお問い合わせください。

※事前申請の制度です。必ず購入前にご相談ください。

問合せ 社会福祉課

☎4444・31335

FAX 4443・35555

# 保険・年金



## ■年金生活者支援給付金の請求手続き

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるもので、受取りには**請求書の提出**が必要です。

### 支給要件

- ①65歳以上かつ市町村民税非課税世帯の老齢基礎年金受給者のうち、前年の公的年金等の収入額(※1)とその他所得額の合計が879,300円以下であること
- ②障害基礎年金、遺族基礎年金受給者のうち、前年所得(※1)が「4,621,000円+扶養親族の数×38万円(※2)」以下であること

※1 障害年金、遺族年金等の非課税収入は含まれません。  
 ※2 同一生計配偶者のうち70歳以上の者、または老人扶養親族の場合には48万円、特定扶養親族、または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

**平成31年4月1日時点で支給要件を満たしていた方**  
 日本年金機構から請求手続きの案内が送られています。令和2年1月以降に請求した場合は、請求した月の翌月分からお支払いとなりますので、未提出の方は令和元年12月末までにご提出ください。

**平成31年4月2日以降に、世帯の構成・前年所得等が変わって、支給要件を満たさなくなった方**  
 日本年金機構から請求手続きのご案内は送られませんので、基礎年金番号のわかるものを用意のうえ、給付金専用ダイヤルにお問い合わせください。

**問合せ** 給付金専用ダイヤル  
 ☎0570・0540092

中村年金事務所

☎4537・2000

保険医療課

☎4444・3168

**「特定保健指導」を受けましょう**  
 あま市国保特定健診を受診された結果から、保健指導が必要な方へ「特定保健指導」のご案内を郵送しています。

「特定保健指導」は、健診結果から、保健師、管理栄養士等と一緒に、生活習慣の改善方法や、いつまでも健康でいきいき過ごすためのヒケツをお伝えします。

これからも元気に笑顔で過ごすためには、生活習慣病の予防が必要です。ぜひこの機会にご利用ください。利用方法については郵送された特定保健指導の案内をご覧ください。

**問合せ** 保険医療課

☎4444・3168

# 税



## ■家屋の取り壊し等・土地の利用状況の変更をお知らせください

固定資産税は、毎年1月1日が賦課期日となっています。そのため令和元年12月末日までに、

- ・家屋の全部、または一部を取り壊した場合
- ・新増築した場合
- ・未登記家屋を名義変更した場合

・土地の利用状況を変更した場合は、(税務課(本庁舎)まで連絡してください。

連絡がない場合、固定資産税の課税でご迷惑をおかけすることがありますので、連絡をお願いします。

問合せ 税務課

☎444・0509

## 健康



■献血にご協力ください

血液は人工的に作る事ができず、長期保存もできません。病气やけがで血液製剤を必要とする方々は、皆さんの善意の献血で救われています。献血は命を救う身近なボランティアです。皆様のご協力をお願いします。

日時 12月9日(月)

①午前9時30分～正午

②午後2時～4時

場所

- ①美和保健センター
- ②市役所甚目寺庁舎

※受付は400mlのみです。

問合せ 健康推進課

☎444・1177

■救急医療情報キットを配布しています

健康上不安のある方を対象に、救急医療情報キットを配布しています。

救急医療情報キットは、かかりつけ医療機関や緊急連絡先などの情報を専用の容器に入れ、各家庭の冷蔵庫に保管するものです。

これにより、病气やけがなどで救急隊が駆け付けた時に、傷病者に関する正確な医療情報等を確認することができ、救急隊による迅速な救急活動・救急搬送を行うことができます。

配布場所 甚目寺・七宝・美和保健センター、甚目寺・七宝・美和市民サービスセンター

※代理の方でも可能です。



問合せ 健康推進課

☎443・0005

## 人権



あなたの街の相談パートナー

人権擁護委員

人権について関心をもってもらえ

るような啓発活動や、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしています。ひとりで悩まずに、人権擁護委員にご相談ください。

みなの人権110番

☎0570・003110

子どもの人権110番

☎0120・007110

女性の人権ホットライン

☎0570・070810

## 毎年12月4日～10日は人権週間

毎年12月4日からの人権週間には、人権意識の普及や高揚を目的とした行事が全国で行われます。市では、日ごろ人権問題で悩みを抱えている方のために、人権相談所を毎月開設しています。相談は無料・秘密厳守です。お気軽にご相談ください。

### 人権擁護委員再任のお知らせ

令和元年10月1日付で池田和恵委員が法務大臣から委嘱をされ、人権擁護委員活動を引き続きお願いするとなりました。任期は3年です。人権に関するお悩みなどありましたら、お気軽にご相談ください。

### ブルーリボンを知っていますか

ブルーリボンとは、拉致被害者を取り戻すためのシンボルマークです。ブルーリボンの青色は、被害者の祖国日本と北朝鮮を隔てる「日本海の青」、被害者のご家族を唯一結んでいる「青い空」をイメージしています。北朝鮮による拉致被害者の御家族は、愛する家族を取り戻すため、懸命な活動を続けています。毎年12月10日から16日の北朝鮮人権侵害問題啓発週間にはさまざまな行事が行われます。拉致問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

問合せ 人権推進課 ☎444・0398

LINE@じんけん相談@名古屋法務局

「SNS人権相談」を友達登録してご相談ください。(令和2年3月31日(火)まで)

問合せ 名古屋法務局

☎052・8111